

電気事業新規登録の申請

大阪府内のみで営業所を設置し電気事業を営もうとする方は、下記の表のとおり申請書類を提出してください。
(建設業許可を取得されている方は、「みなし登録」となりますのでご注意ください。)

(1) 個人の場合

○申請者が主任電気工事士等となる場合	○主任電気工事士を雇用する場合
・登録申請書 《様式第1》	・登録申請書 《様式第1》
・誓約書 (例示1)	・誓約書 (例示1)
<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録も含む) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) *3年以上の実務経験	<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録も含む) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) *3年以上の実務経験
_____	・主任電気工事士の雇用(在職)証明書 (例示4)
・手数料22,000円	・手数料22,000円

(2) 法人の場合

○申請者(役員のいずれかの方)が主任電気工事士等となる場合	○主任電気工事士を雇用する場合
・登録申請書 《様式第1》	・登録申請書 《様式第1》
・誓約書 (例示2)	・誓約書 (例示2)
・登記事項証明書(3カ月以内)	・登記事項証明書(3カ月以内)
<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) *3年以上の実務経験	<第一種電気工事士免状の場合> ・第一種電気工事士免状の写し (講習受講記録を含む) <第二種電気工事士免状の場合> ・第二種電気工事士免状の写し ・主任電気工事士等実務経験証明書 (例示3) *3年以上の実務経験
_____	・主任電気工事士の雇用(在職)証明書 (例示4)
・手数料22,000円	・手数料22,000円

※主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない時、登録できない場合があります。

※主任電気工事士が第二種電気工事士で認定電気工事従事者認証を取得されている場合は、認定書のコピーを添付することで600V以下の自家用電気工作物の作業を行うことができます。

申請書について

記入上の注意

- ・住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入してください。
- ・住所と営業所が異なる場合、住所には住民票所在地を記載し、所在の場所（所在地）には、営業所の所在地を記載してください。
- ・主任電気工事士等実務経験証明書の記入誤りが多いので、お間違いのないよう記入例をよくお読みください。

その他の注意事項

- ・申請書類は、2部（1部はコピーで可）を提出してください。
- ・登録証は申請後、審査のうえ、約2週間で郵送いたします。

（参考）誓約書に係る条文

電気工事業に業務の適正化に関する法律

（第6条第1項）経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、電気工事士法第三条第一項、第二項若しくは第三項又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
- 三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第二十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの
- 四 第二十八条第一項又は第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 五 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの
- 六 営業所について第十九条に規定する要件を欠く者

（参考）電気用品安全法第28条第1項は、PSEマークが表示されていない電気用品を電気工事に使ってはいけないという趣旨の条文です。

様式第1 (第2条)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

登録電気工事業者登録申請書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____

電話番号 _____

(ふりがな)

(個人の場合) 氏 名 _____

(ふりがな)

(法人の場合) 名 称 _____

代表者名 _____

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類、交付都道府県名、交付番号及び交付年月日
フリガナ			フリガナ	第 種電気工事士免状 () 都 道 府 県 第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付

2 法人にあっては、その役員の名

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ×印の項は、記載しないこと。
 - 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
 - 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
 - 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

<例示1>

(個人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____

私及び下記営業所に置く主任電気工事士は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

営 業 所 名	氏 名	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類 及 び 交 付 番 号
		第 種電気工事士免状 大阪府・() 都道府県 第 号 昭和・平成・令和 年 月 日 交付

<例示2>

(法人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

名 称 _____

代 表 者 名 _____

当社及び当社の役員は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約します。

また、下記の営業所に置く主任電気工事士は同法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

営業所名	氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 大阪府・（ ）都道府県 第 号 昭和・平成・令和 年 月 日 交付

<例示3>

主任電気工事士等実務経験証明書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____

証 明 者 氏名又は名称 _____
法人にあっては
代 表 者 名 _____ 印
登録又は届出 _____ 年 月 日
年月日及び番号 第 _____ 号

次の電気工事士は、以下のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

電 気 工 事 士	1 電気工事士の氏名	
	生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日
	現住所	〒 _____
	電気工事士免状の種類及び 交付都道府県名	第 _____ 種電気工事士免状 〔 _____ 〕都道府県
	免状交付番号及び交付年月日	第 _____ 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付
2 電気工事に従事した職歴		
期 間		業 務 の 内 容
昭和・平成 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (電気工事士免状の交付年月日以降の実務経験 で、3年以上の期間であること)		
3 証明者の事業内容		

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 業務の内容は、第二種電気工事士として行った一般用電気工作物の工事内容等を具体的に記入すること。

なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

※以下の欄は記入しないで下さい。

証明者の登録又は届出有効期間	昭和 平成	年	月	日	～	昭和 平成	年	月	日
----------------	----------	---	---	---	---	----------	---	---	---

<例示4>

雇 用 (在 職) 証 明 書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

申 請 者 氏名又は名称 _____
法人にあつては
代 表 者 名 _____

下記の者は、私（当社）の従業員（役員）であることを証明します。

記

主任電気工事士の氏名	
主任電気工事士の住所	
電気工事士免状の種類 及び交付都道府県名	第 種電気工事士免状 大阪府・（ ）都 道 府 県
交付番号及び交付年月日	第 号 昭和・平成・令和 年 月 日
勤 務 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日 (勤続約 年)